

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象の種類	土石流	渓流番号	428- 1 -006
土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	土石流の高さが 1 mを超える場合、 土石流の移動による力が 50kN / mを超える区域		告示番号	熊本県告示第 248 号 平成 20 年 3 月 28 日	渓流名	高森川 1(境ノ谷川 1) 阿蘇郡高森町高森
	土石流の高さが1mを超える場合、 土石流の移動による力が50kN/mを超えない区域					
	その他の区域					